

「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案」に係る意見募集について

令和 8 年 8 月 4 日
出入国在留管理庁

出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 5 6 年法務省令第 5 4 号）の改正を行うこととしました。

つきましては、本件について、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領により意見の募集をいたします。

意見募集要領

1 意見募集対象

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案

2 意見募集期間

令和 8 年 8 月 4 日（火）～令和 8 年 9 月 2 日（水）（必着）

3 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電 子 政 府 の 総 合 窓 口 （ e - G o v ）
（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）内の本案件に係るパブリックコメントのページから意見提出フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、提出してください。

※ 利用可能なOSやブラウザは、電子政府の総合窓口（e-Gov）に準拠します。御使用の環境から提出できない場合は、下記（２）又は（３）のいずれかの方法により提出願います。

（２）電子メールの場合

電子メールアドレス：nyukan74★moj.go.jp

出入国在留管理庁参事官室 宛て

※ 送信の際には「★」を「@」（半角）に変更してください。

※ 必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。添付ファイルやURL

へのリンクによる御意見は受け付けられません。

※ メールの件名を「パブリックコメント（特定技能２号の在留期間に関する省令案について）」としてください。

(3) 郵送の場合

〒100-8973 東京都千代田区霞が関 1-1-1

出入国在留管理庁参事官室 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（特定技能２号の在留期間に関する省令案について）」と記載してください。

4 意見の提出上の注意

- 提出していただく御意見は日本語に限ります。
- 上記１の意見募集対象に関するもの以外の御意見は、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承願います。
- 個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。

5 その他

- 提出された御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- 提出された御意見は、氏名、住所、連絡先等の個人情報を除き、また、必要に応じて整理又は要約した上で公表します。
- 御意見とともに提出された氏名、住所、連絡先等の個人情報は、本件意見募集に関する業務にのみ利用し、それ以外の業務には利用しません。また、当該個人情報は、法令に基づく場合を除き、事前に御本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。